

## 手続きに関する説明会及び不動産登記説明会について

### 1 手続きに関する説明会について

#### (1) 開催日程

開催日時	開催場所
令和2年9月18日(金) 18:00～、19:30～	西谷地区センター 小中会議室 (※各回予約定員制：各30名)
令和2年9月19日(土) 10:00～、13:00～	
令和2年9月27日(日) 9:30～、10:45～	

#### (2) 説明の内容

30分程度、住居表示実施に伴う住所変更手続きについて「住居表示のしおり」の内容を抜粋して説明します。説明終了後、質疑応答を行います。

(質疑応答内容は後日横浜市 Web サイトに掲載)

### 2 不動産登記説明会について

#### (1) 開催日程

開催日時	開催場所	
令和2年11月7日(土)	西谷地区センター 小中会議室 (※各回予約定員制：各24名)	
		13:00～
		14:00～
15:00～		
令和2年11月11日(水)		14:00～
		15:00～
		16:00～
令和2年11月17日(火)		14:00～
		15:00～
	16:00～	

#### (2) 説明会の内容

10分程度登記申請書の記載方法について説明を行います。説明後、申請書に記載していただく時間を設け、実際に記載していただきます。

手続きは郵送または法務局で行っていただく必要があるため、説明会への参加のみでは手続きが完了しません。

### 3 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策について

以下の感染予防対策を行い、説明会を開催します。ただし、緊急事態宣言が開催日時に発令された場合、手続きに関する説明会は中止、不動産登記説明会は延期とします。

- ・参加者へのマスク着用、会場入口でのアルコール消毒のお願い
- ・三密状態を避けるため、ご家族代表の方お一人でご参加いただく
- ・三密状態を避けるため、座席の間隔を広くとる

# 保土ヶ谷区西谷地区の 住居表示実施について説明会を開催します

お住まいの地域は、令和2年〇月〇日（〇）に住居表示の実施を予定しています。

住居表示を実施しますと、現在お使いの住所が変更となりますので、住所変更に伴う手続等について、説明会を行います。説明会は、同封の「説明会資料」（同封の「住居表示のしおり」を抜粋したもの）に沿って御説明いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、各回とも「予約定員制」とさせていただきます。参加は任意ですので、参加を希望される方は、あらかじめ、希望される日時を御連絡いただき、お越しくださいますようお願いいたします。

また、当日の質疑応答は、説明会終了後横浜市のWebページに掲載します。

## 新型コロナウイルス感染症対策として、以下の取組に御協力をお願いいたします。

※37.5℃以上の発熱等体調の優れない方は、参加を御遠慮ください。

※可能な限りマスクを着用して、御参加ください。

※三密状態を避けるため、御家族代表の方お一人で御参加ください。

※会場入口でのアルコール消毒に御協力ください。

## 1 開催日時（各回の内容は同じです）

令和2年9月18日（金）18：00～、19：30～	小中会議室 （1階）	定員：各30名 ※各回定員予約制
令和2年9月19日（土）10：00～、13：00～		
令和2年9月27日（日）9：30～、10：45～		

※説明会への参加は事前予約が必要となります。（予約方法は下記を御確認ください。）

※会場への自転車での御来場は、駐輪スペースに限りがあるため、なるべくお控えください。  
（駐車スペースがございませんので、自動車での御来場は御遠慮ください。）

※説明会に出席の際は、同封の「住居表示のしおり」及び「説明会資料」をお持ちください。

※新しい住所は、9月中旬に別途郵送される「住居表示変更通知書」を御確認ください。

## 2 予約方法

あらかじめ、希望される日時（第三希望まで）を電話又はEメールにて御連絡をお願いします。

※予約は先着順で受付します。定員に達した時点もしくは、説明会の前日で締切とさせていただきますので、御了承ください。

【予約受付開始日時】〇月〇日（〇） 9：00 予約開始

【予約連絡先】横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当

TEL:045 (671) 2320 受付時間 9時～17時（土日祝除く）

Eメールアドレス：sh-juukyo@city.yokohama.jp

（※QRコードを読み込むと、メール作成画面が開きます。）

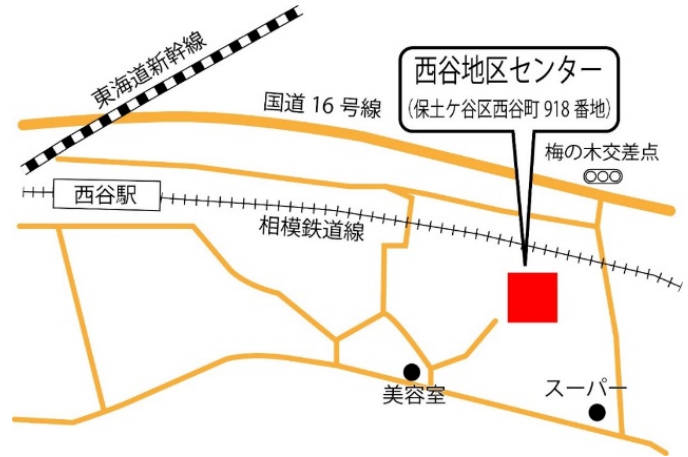


裏面あり

### 3 会場

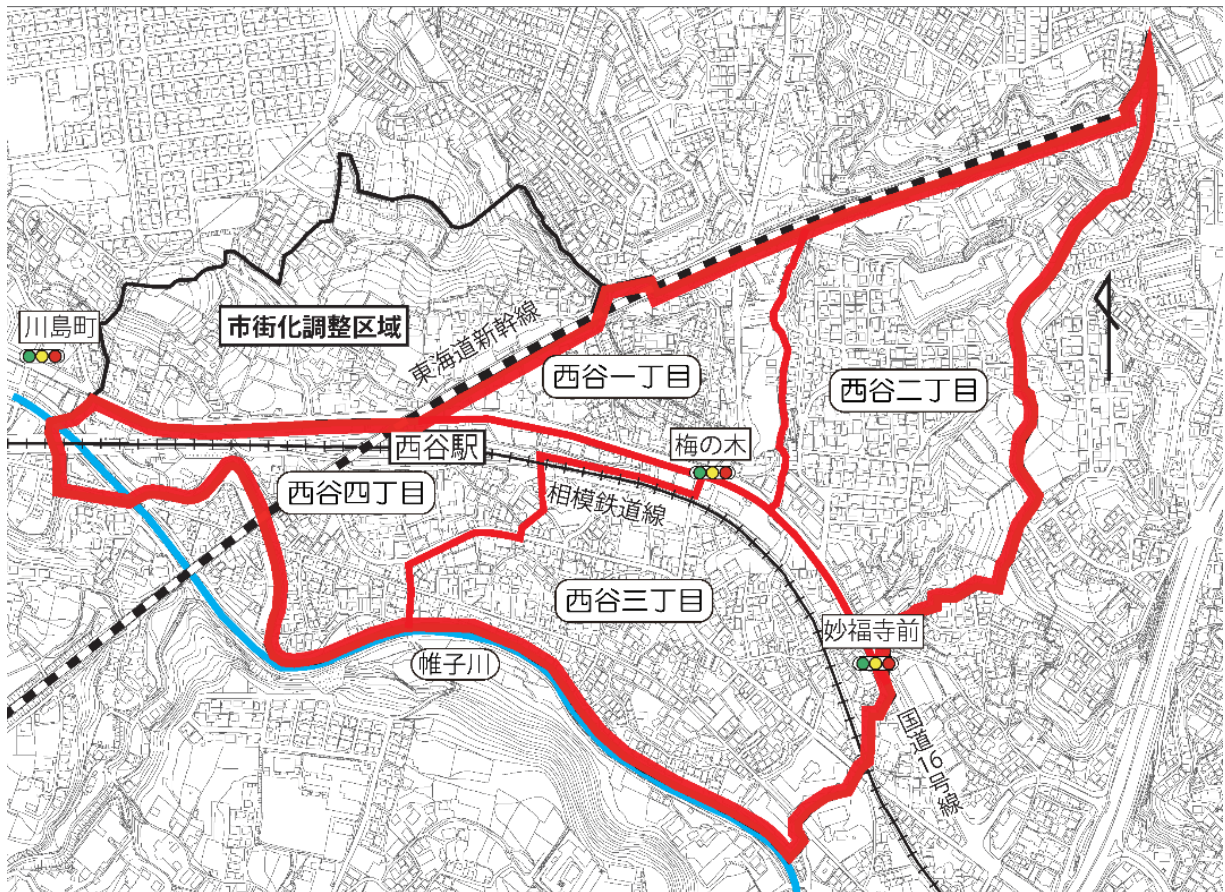
#### 西谷地区センター

(保土ヶ谷区西谷町 918 番地)



### 4 住居表示実施区域

住居表示の対象となる区域は以下の範囲です。(一部市街化調整区域は西谷町のまま残ります。)



【お問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10  
TEL : 045 (671) 2320 FAX : 045 (664) 5295  
E-mail : sh-juukyo@city.yokohama.jp

## 不動産をお持ちの方の手續に係る説明会について

お住まいの地域は、令和2年〇月〇日(〇)に住居表示の実施を予定しています。

現在お使いの住所が変更となりますので、不動産(土地・建物)をお持ちの方は、登記簿に記載されている、所有者の住所の変更手續が必要になります。

つきましては、「不動産をお持ちの方の手續」に関する、登記申請書の書き方や郵送による手續方法についての説明会を開催します。

なお、説明会では、実際に皆さまに申請書を記入していただきますので、各回とも「予約定員制」とさせていただきます。お忙しいところ恐れ入りますが、参加を希望される方は、あらかじめ、希望される日時を御連絡いただき、お越しくださいますようお願いいたします。

**新型コロナウイルス感染症対策として、以下の取組に御協力をお願いいたします。**

※感染症対策のため、会場入口でのアルコール消毒、マスクの着用及び可能な限り、御家族の代表者お一人での御参加をお願いいたします。

※37.5℃以上の発熱等体調の優れない方は、参加を御遠慮ください。

### 1 開催日時(各回の内容は同じです)

令和2年11月7日(土)13時、14時、15時	小中会議室(1階)	定員 各回24名
令和2年11月11日(水)14時、15時、16時		
令和2年11月17日(火)14時、15時、16時		

※会場への自転車での御来場は、駐輪スペースに限りがあるため、なるべくお控えください。(駐車スペースがございませんので、自動車での御来場は御遠慮ください。)

### 2 予約方法

あらかじめ、希望される日時(第三希望まで)を電話又はEメールで連絡してください。

※予約は先着順で受付します。定員に達した時点もしくは、説明会の前日で締め切りとさせていただきますので、御了承ください。

**【予約受付開始日時】〇月〇日(〇) 9:00 予約開始**

**【予約連絡先】**横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当

TEL:045(671)2320 受付時間9時~17時(土日祝除く)

Eメールアドレス: sh-juukyo@city.yokohama.jp

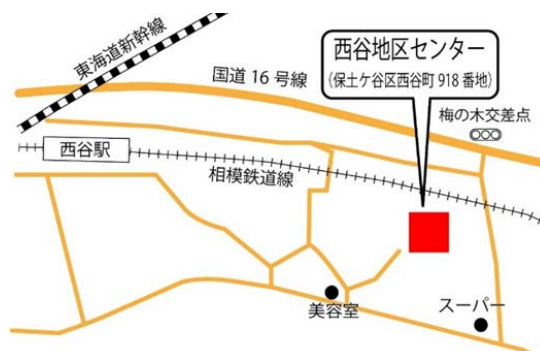
(※QRコードを読み込むと、メール作成画面が開きます。)



### 3 開催場所

西谷地区センター

(保土ヶ谷区西谷町918番地)





### 3 説明会の内容

不動産の所有者の住所変更手続に必要な「不動産登記申請書」の記入方法について10分程度御説明します。

その後、申請書に御記入いただく時間を設ける予定です。

※この手続は、不動産の相続・売買・贈与・抵当権の設定等の事由が発生した時にあわせて行っても構いません。必要な方のみ御参加ください。

※法務局職員が同席しますので、記入が終わった申請書の確認を受けられます。

※説明会では、相続や売買契約などに関する相談をお受けすることはできません。

※手続は、お持ちの不動産の所在を管轄する法務局への郵送、もしくは窓口にて行ってください。（説明会出席のみでは手続が完了しません。）

### 4 説明会にお持ちいただくもの

- ・住居表示のしおり ・黒ボールペン ・不動産登記申請書(同封されているもの)
- ・印鑑(認印) ・住居表示変更通知書(9月中旬に発送予定)
- ・所有する不動産に係る登記簿謄本(ない場合は権利書)

【郵送で登記変更申請をする場合には、以下のものも必要になります】

- ・送付用封筒 ・返信用封筒(簡易書留代320円+郵送代の切手貼付)

※説明会終了後、御自身で簡易書留により郵便局窓口で送付のお手続をお願いします。

#### ◇よくある質問◇

Q1. 不動産登記の手続きはどこで行えば良いのでしょうか。

A 不動産の所在を管轄する法務局窓口または郵送でお手続が可能ですが、窓口の密集を避けるため、可能な限り郵送でのお手続をお願いしております。

また、郵送でのお手続方法は、「住居表示のしおり」○ページにも記載しております。

なお、西谷町に不動産をお持ちの場合は、管轄が横浜地方法務局神奈川出張所になります。

Q2. 手続きはいつから行うことができるのでしょうか。

A . 令和2年○月○日以降にお手続きをお願いします。

Q3. 手続きに期限はあるのでしょうか。

A . 手続きに期限はありません。

不動産の相続・売買・贈与・抵当権の設定等の事由が発生した際にあわせて行っていただいても構いません。

【お問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10  
TEL: 045(671)2320 FAX: 045(664)5295  
E-mail: sh-juukyo@city.yokohama.jp

## 今後のスケジュールについて

《今後のスケジュールについて（予定）》

	予定	配付物等
4月～	居住調査の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施中</span>	居住調査開始のチラシ（全戸配付）
6月	横浜市会に住居表示実施案を提出 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">提出済</span>	
以下、市会での実施案可決を条件とします。		
8月	実施の告示	
9月		・しおりセット（※） ・住居表示変更通知書
	手続きに関する地元説明会の開催	
秋頃以降	<b>住居表示の実施</b>	本籍更正通知書
11月	不動産登記説明会の開催	

※しおりセットの内容物：住居表示のしおり、新旧対象案内図、町名板・住居番号表示板、郵便番号のお知らせチラシ、お知らせはがき、不動産登記申請書、地元説明会のお知らせのチラシ、住所変更手続説明会の資料